**森林総合センター木工加工機械　売却仕様書**

１．売却物件

　別紙のとおり

２．保管場所及び引き渡し場所

　野辺地町字柴崎１０番地５　柴崎地区健康レクリエーション施設　森林総合センター内

３．引渡し期限

　令和２年10月30日

４．代金納入期限

　契約締結の日から１０日以内

５．売却の条件

（１）売却物件は一括売却とし、物件の一部のみを売却することは出来ない。ただし、乾燥機の売却については、農林水産課と協議のうえ対応を決定することが出来るものとする。

（２）売却物件は、施設の設備では試運転することは出来ない。また現状有姿での引き渡しとなるため、現状物件を職員立ち会いのもと確認し、物件の状態について疑義が生じないようにすること。

なお、物品確認を行わず見積書を提出した場合でも、物件状態を承諾したとみなし、以後の意義申し立ては一切認めない。

（３）野辺地町は売却物件について瑕疵担保責任を負わない。また、引き渡し後に隠れた瑕疵を発見しても野辺地町は一切の責任を負わない。

（４）引き渡しした物件はいかなる理由があっても返品はできない。

（５）売却物件には、経年や使用による汚れ等がある。

（６）付属品等は、現在装着されているもの全てとする。また、不要な付属品等があっても全て引き取るものとする。

（７）売却物件の取扱説明書は無く、町は操作方法については対応出来ないため、了承のうえ、見積書を提出すること。当記述の見落としにより見積書を提出した場合でも、了承したとみなし、以後の意義申し立ては一切認めない。

（８）売却物件の搬送については買取人の責任のもので行い、搬送等に係る手続き及び費用（保険等の一切の費用）については買取人が負担するものとし、事故等が発生した場合において野辺地町は一切の責任を負わない。

（９）その他記載のない事項においては、別途協議を行うものとする。

６．引き渡す物品

　（１）物件本体

　（２）付属品　一式

７．物件の引渡

　野辺地町が発行する納入通知書により指定された日までに契約金額を納付し、納入通知書兼領収書原本を農林水産課で確認後に物件の引き渡しを行うものとする。ただし、役場閉庁日を除く午前９時から正午又は午後１時から午後４時までとし、農林水産課担当者と調整し引き渡しを受けること。